

検察審査会制度の運用改善及び制度改革を求める意見書

2016年（平成28年）9月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

当連合会は、現行の検察審査会法について、次のとおりの運用改善及び制度改革を求める。

1 運用改善について

- (1) 被疑者が求めた場合には、必ず意見陳述ができるようにし、その方法は口頭だけでなく書面による陳述の利用ができるようにすべきである。
- (2) 後記2(2)の制度改革がなされるまでの間、犯罪被害者やその遺族を含む審査申立人の口頭の意見陳述を認める運用が更に拡充されるべきである。
- (3) 検察審査会は、法的な知見が重要であったり、証拠評価等に困難を伴うことが見込まれるケースにおいては審査補助員を委嘱するようにすべきである。
- (4) 審査補助員の手当については、検察審査会議への出席だけでなく、それ以外の活動を含めて支払うべきである。
- (5) 検察審査会議の外形的事実のうち、開催日時、審議時間及び審議対象については、議決日以降において、行政情報として積極的に国民に対して公開すべきであるとともに、それ以外の審査員の男女別、年齢構成等については、検察審査員の検察審査会議における自由闊達な議論の保障という趣旨に反しない限り、公開すべきである。

2 制度改革について

- (1) 検察審査会に審査の申立てがなされたときは、被疑者に審査申立てがあったことを通知する制度を新設するとともに、被疑者に対し、口頭又は書面による意見陳述権や弁護人選任権を保障すべきである。
- (2) 犯罪被害者及びその遺族を含む審査申立人が口頭の意見陳述をすることを、権利として保障すべきである。
- (3) 審査補助員を複数選任できる制度とすべきである。
- (4) 審査補助員に支給される手当の基準額を増額すべきである。
- (5) 指定弁護士が、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮を直接できるようにすべきである。
- (6) 指定弁護士の手当の上限を撤廃すべきであり、その支払方法や支払時期に

についても検討されるべきである。

第2 意見の理由

1 検察審査会法による検察審査会制度とその運用に対する評価

(1) はじめに

検察審査会の制度は、まさに公訴権の行使に関し市民感覚を反映させてその適正を図るために設けられたものであり、裁判員制度と並んで、国民の司法参加の制度の一つとして重要な意義を有している。

2004年（平成16年）に検察審査会法（以下「法」という。）が改正され、2009年（平成21年）5月から施行されているが、この改正により、検察審査会の権限が強化されている。

当連合会は、2005年（平成17年）6月に、改正検察審査会法対策ワーキンググループ（現在は「検察審査会ワーキンググループ」に名称変更。）を設置し、会員に対する情報提供を行ったり、審査補助員や指定弁護士の経験交流集会を実施し、検察審査会制度の運用改善及び制度改革について検討してきた。法施行から約7年間の実務の状況も踏まえ、ここに意見を述べるものである。

(2) 審査補助員制度について

① 審査補助員制度について

審査補助員制度は、2004年（平成16年）の法改正により導入された制度である。検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員1名を委嘱することができる（法第39条の2第1項及び第2項）。審査補助員は、検察審査会長の指揮監督を受けて、法律に関する学識経験に基づき、①当該事件に関係する法令及びその解釈を説明すること、②当該事件の事実上及び法律上の問題点を整理し、並びに当該問題点に関する証拠を整理すること、③当該事件の審査に関して法的見地から必要な助言を行うことをその職務とする（法第39条の2第3項）。また、審査補助員に検察審査会の議決書の作成を補助させることができることとされている（法第39条の2第4項）。

ただし、審査補助員は、その職務を行うに当たっては、検察審査会が公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため置かれたものであることを踏まえ、その自主的な判断を妨げるような言動をしてはならないと規定されている（法第39条の2第5項）。

② 求められる審査補助員制度の在り方

審査補助員制度は、検察審査会議での審査を充実させるために、法律に関する専門的な知見を補い、市民感覚を不起訴処分の当否の判断に適切に反映させて法的に見ても適正な判断をすることを担保する制度である。

このため審査補助員は、法令の適用や解釈の問題点や、証拠関係が複雑であったり、証拠評価に困難を伴うことが見込まれ、事実認定が容易でないようなケースについて、一方で素朴な市民の処罰感情のみで結論が急がれることのないよう慎重で冷静な審査を求め、他方で法律解釈の在り方や実務の運用等に関する知見を提供して検察審査員が自ら判断する道筋を示すなど、法的な専門家の立場からの助言を行うことが求められている。

特に、検察審査会制度では、裁判員裁判のように裁判官が法的な説示等を行うことがないため、このような助言を行うことも審査補助員の重要な職務とされるべきである。

(3) 起訴議決制度について

① 起訴議決制度について

起訴議決制度は、2004年（平成16年）の法改正により導入された制度である。それまでは、検察審査会が不起訴不当又は起訴相当の議決をしても、検察官が再度不起訴処分をすれば、起訴されることがなかった。ところが、改正法では、検察審査会が、第1段階の審査において、起訴相当議決をしたのに対し、検察官が、当該議決に係る事件について、再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に公訴を提起しなかったときは、当該検察審査会は、改めて審査を行わなければならない（法第41条の2第1項及び第2項）。そして、その審査において、改めて起訴を相当と認めるときは、検察審査員8人以上の多数により、起訴をすべき旨の議決（起訴議決）をすることができる（法第41条の6第1項）。起訴議決があると、これに基づき、裁判所は指定弁護士を選任し（法第41条の9第1項）、その指定弁護士が公訴を提起することになる（法第41条の10第1項）。

この制度は、司法制度改革審議会が、検察審査会制度の機能を更に拡充させるために、「検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度」の導入を求めたことを受けて設けられたものであり、公訴権の行使に市民感覚を直截に反映させる制度として評価することができる。

② 起訴議決制度の運用状況

これまでに、全国（兵庫、東京、沖縄、徳島、鹿児島、長野）で、9件で13人について、起訴議決がなされており、4件で無罪判決（いずれも

指定弁護士が控訴したが、東京の政治資金規正法違反事件の事案では、控訴審でも無罪となり、指定弁護士が上訴権を放棄して確定した。沖縄の未公開株詐欺事件の事案では上告棄却されて確定。JR福知山線脱線事故に関する事案では指定弁護士が上告中。鹿児島準強姦事件の事案では上告棄却されて確定。）、2件で有罪判決（暴行事件の事案について、徳島地方裁判所は科料9000円を言い渡し、高松高等裁判所が被告人の控訴を棄却し、最高裁判所が被告人の上告を棄却して確定した。業務上過失傷害事件の事案について、長野地方裁判所は禁錮1年、執行猶予3年の判決をし、被告人は控訴せずに確定した。）、1件で公訴棄却決定（中国漁船衝突事故に関する公務執行妨害事件の事案で、起訴状の送達ができず、那覇地方裁判所は公訴棄却決定をした。）、1件で免訴判決（明石歩道橋事故に関する事案では、指定弁護士が控訴したが控訴棄却され、指定弁護士が上告したが上告棄却されて確定。）、1件で第一審において審理中（東京電力福島第一原子力発電所事故に関する事案）となっている。

最近では、暴行罪（徳島）、準強姦罪（鹿児島）、業務上過失傷害罪（長野）、業務上過失致死傷罪（東京）の起訴議決がされた事例がある。

この制度については、これが国民の司法参加の制度であり、市民感覚を反映させて公訴権の行使の適正を図るという制度趣旨からすると、一定の評価をすることができる。

例えば、未公開株詐欺事件で指定弁護士が起訴した事案（沖縄）について、不起訴にした検察官の判断や弁護人の主張を退けて、指定弁護士が補充捜査によって収集した書証や指定弁護士が請求した証人尋問によって、欺罔文言が認定されたこと（結論としては故意が否定されたため無罪となっている。）、準強姦事件で指定弁護士が起訴した事案（鹿児島）の控訴審判決では、無罪の結論は維持されたものの抗拒不能であったことが認められたこと等は、検察審査会における起訴議決制度がなければ実現できなかったことである。

③ 検察審査会の起訴基準について

従来、検察官による起訴については、的確な証拠に基づき有罪判決が得られる高度の見込みがある場合に限って起訴するという原則に厳格に従っているとされてきた。

これに対して、検察審査会が起訴相当又は起訴議決をする場合には、どのような基準で判断すべきかが議論されている。

過去に検察審査会が起訴議決をした際の議決書の中には、起訴議決の基

準について、公訴権の行使に市民感覚を直截に反映させるという検察審査会制度の趣旨からすれば、そのような高度な要件を要求するのは相当ではなく、これまでの検察官の起訴の基準よりも低いレベルで良いと明言するものもあった。

この点については、検察審査会による起訴議決を受けて、被疑者が起訴されることによって被告人の地位に置かれ、刑事裁判を受ける間、被告人として多大な負担や不利益を受けることになる現状からすれば、同じ起訴でありながら、検察審査会による起訴議決の場合に、検察官による起訴よりも低い基準で良いとすることは、被告人にとって過酷であるとして、検察官の起訴基準と同じであるという考え方がある（この考え方によっても、有罪判決が得られる高度の見込みがあるかどうかについては、検察審査員の健全な市民感覚によって判断されるべきであるから、検察官による起訴の場合とは異なる結果となることはあり得ると考えられる。）。

この点については、現時点において、いずれかに決めることは困難であり、今しばらくその運用状況を見ていく必要がある。

④ 無罪率とその評価について

起訴議決制度は、これまでであれば検察官の不起訴処分によって終わっていた事件の一部について、検察審査会が市民感覚を反映させて起訴議決を行い、指定弁護士によって起訴させるという制度であるが、無罪率が高いことから、このような制度は廃止すべきであるとの意見もある。

確かに、検察審査会の起訴議決を受けて、これまで9件で13人が起訴されている中で、現在進行中の事件を除けば、8件で10人が起訴され、うち2件で2人が有罪となっているだけであり、無罪率が高いことは否定できない。

しかしながら、元々、検察官が嫌疑不十分等を理由に不起訴にした事件を起訴しているのであるから、そのこと自体をもって直ちに検察審査会の起訴議決制度に問題があるとは言えないし、検察審査会における不起訴不当議決や起訴相当議決を受けて検察官が起訴して有罪に至っている事案もあることも考慮する必要がある。

最近、最高検察庁が調査したところ、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）までの間に、不起訴不当議決が合計203件、起訴相当議決が9件の合計212件あるうち、再捜査後に38件（18%）が起訴されていることが2016年（平成28年）4月2日付け毎日新聞等で報じられており、その多くが有罪と考えられる。

このような運用は、検察審査会による起訴議決制度が設けられ、検察官が再び不起訴処分をしても、検察審査会の起訴議決によって起訴されることがあり得る制度となったことがその背景にあると考えられる。

したがって、検察審査会の起訴議決制度の評価に当たっては、上記のような不起訴不当議決や起訴相当議決に基づいて検察官が起訴して有罪になる事案もあることを併せて考慮する必要がある。

(4) 指定弁護士制度について

① 指定弁護士制度について

指定弁護士制度は、2004年（平成16年）の法改正により、起訴議決制度が導入されたことに伴って導入された制度である。検察審査会による起訴議決の議決書の謄本の送付を受けた地方裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士の中から指定しなければならない（法第41条の9第1項）。指定弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなすこととされ（法第41条の9第5項）、一定の場合を除いて、速やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければならないこととされている（法第41条の10第1項）。

② 指定弁護士制度の運用状況

ア 補充捜査について

指定弁護士による補充捜査権限については、指定弁護士は一定の訴訟条件の欠如という極めて例外的な場合を除き、公訴提起義務が課されており、訴追裁量権が認められていないことから（法第41条の10第1項）、検察官のような補充捜査権限、すなわち公訴を提起するに足りるだけの犯罪の嫌疑や起訴価値の有無を判断するための捜査を行うべきではないとして、指定弁護士の補充捜査権限の行使について消極的な意見も存している。

しかしながら、検察審査会が起訴議決をした事件については、検察官が不起訴処分をした事件であるから、指定弁護士として記録を精査した結果、公訴の提起及び維持のために必要な補充捜査を行う必要がある場合が多いと考えられる。

そのため、指定弁護士としては、補充捜査として、被疑者や参考人からの事情聴取を行って供述調書を作成したり（その場合、可能な限り、取調べの可視化を行うことが望ましい。）、捜査関係事項の照会を行うことができるだけでなく、法律上、裁判所から令状の発付を受けて、捜索、差押え及び検証を実施することも可能であるが、実際には利用され

ていないのが現状である。

現行法上、指定弁護士が自ら補充捜査を行うことは可能であるが（法第41条の9第3項本文）、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に囑託してこれをしなければならないことになっている（同条同項ただし書）。

付審判事件の場合、警察官の職権濫用事件について、司法警察職員が事実上捜査に協力しないという事態があったことは確かである。しかし、検察審査会の起訴議決がなされた場合には、それ以外の罪種の事件が大部分であると考えられるので、付審判事件とは異なり、司法警察職員が事実上捜査に協力しないという事態は考えにくい。したがって、司法警察職員に対する捜査の指揮がなされれば協力してくれることが期待される。

イ 証拠開示における全面開示の運用について

指定弁護士は、検察官とは異なり、証拠開示については柔軟に対応しており、多くの事件において全面証拠開示をしていることが報告されている（例えば、明石歩道橋事故に関する事案やJR福知山線脱線事故に関する事案など）。

これは、検察官一体の原則の下で検察庁の上司の決裁を受けている検察官とは異なり、証拠開示を広く認めるべきであるという弁護士会の考え方を踏まえて、指定弁護士制度において、柔軟に訴訟活動が行われているという同制度の良い面が発揮されていると考えられるものであり、評価すべきである。

(5) 当連合会による会員への情報提供や研修について

当連合会は、2007年（平成19年）8月には、「審査補助員・指定弁護士のためのQ&A～新・検察審査会法～」を、2009年（平成21年）2月には、「審査補助員・指定弁護士のためのマニュアル～改正検察審査会法対応～」を作成し、2013年（平成25年）3月にはその改訂版として、「検察審査会法における審査補助員・指定弁護士のためのマニュアル（2013年版）」を作成して、会員に提供してきた。

2014年（平成26年）12月には、東京三弁護士会での研修内容を録画編集して、当連合会の会員専用サイトの総合研修サイトに、eラーニング教材として、「審査補助員・指定弁護士の職務について～改正検察審査会法対応～（2014年度）」を掲載し、会員が閲覧できるようにしている。

さらに、刑事弁護・少年付添・医療観察付添に関する発展型研修の1つと

して「検察審査会のすべてがわかる」を提供しており、これまでに、岐阜県、茨城県、島根県の各弁護士会において、検察審査会ワーキンググループの委員を派遣して研修を実施している。

今後も、会員への情報提供や研修を充実させていく予定である。

(6) 犯罪被害者等の権利保障の拡充

2004年（平成16年）の法改正により、犯罪被害者やその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）にとっても、以下の点で有用な制度となったと考えられる。

① 起訴されること自体及び捜査情報の開示の意義

これまで、犯罪被害者等が告訴し、検察審査会が不起訴不当議決をしても、検察官が不起訴処分をすれば、その事件が起訴されることはなく、刑事処分を求める犯罪被害者等の声が反映されないままとなっていた。しかしながら、検察審査会による起訴議決制度により、不起訴になって犯罪被害者等が審査申立てをすることによって、検察官が2度不起訴処分をしても、起訴されることになったことは犯罪被害者等にとっては大きな意義を有する。また、これまでは不起訴になった事件については、犯罪被害者等にはほとんど証拠も開示されず、ブラックボックスとなっていた。そのことと比較すると、検察審査会の議決を受けて当該事件が起訴されれば、犯罪被害者等には証拠が開示され、また、公判の場において証拠調べ手続が行われ、被告人の弁明や被告人側の反証の内容等を知ることができることから、犯罪被害者等にとっては、捜査情報が広く開示されることになり、意義のある制度となっていると考えられる。

② 起訴後の被害者参加

犯罪被害者等は、被害者参加制度を利用することができる事件においては、自ら審理に参加し、証人や被告人に対して直接に尋問・質問することが可能であり、審理が終結する際には、求刑を含む事実上・法律上の意見を述べることも可能である。

これも、これまで不起訴になっていたような事件に関しては、法が改正されて起訴議決制度ができたことに伴う効果であるが、犯罪被害者等にとっては大きな意義を有することになる。

(7) 検察審査会制度に対する評価

以上を踏まえると、検察審査会制度には課題も多いが、公訴権の行使に市民感覚を直截に反映させるという制度趣旨自体は正当なものであり、また、犯罪被害者等にとっても意義のある制度となっており、これまで述べた運用

状況からすれば、有意義な制度であると評価することができる。

したがって、検察審査会制度は、検察官による起訴独占主義に対するチェックと公訴権の行使に市民感覚を直截に反映させる制度として、裁判員制度とともに、今後、改善すべき点は改善しつつ、拡充・発展させるべき制度であると評価すべきである。

2 被疑者の防御権保障の必要性について

(1) 起訴議決制度の下での被疑者の防御権保障の必要性

2004年（平成16年）の法改正の際には、起訴されるという不利益を受ける被疑者の防御権については何らの規定も設けられず、検察審査会議において被疑者に防御権を認める明文規定は存しない。

そのため、被疑者には、現に検察審査会で審査されている事実も告知されず、検察審査会議に対して意見を陳述すること等の防御権が一切保障されていないことになる。

前述したように、起訴議決制度は、犯罪被害者等にとっては大きな意義があると考えられるが、他方で、起訴される被疑者の立場からすると、いったん、検察官による不起訴処分を受けて平穩に日常生活を過ごしていたにもかかわらず、その事件について起訴され、毎回の公判への出廷が義務付けられ、公開の法廷で被告人質問を受けるなど刑事裁判への対応を求められ、場合によっては起訴されたことが大きくマスコミで報道されることもあるなど大きな不利益を受けることになる。

被疑者のそのような不利益を考慮すると、検察審査会制度が前述したように有意義な制度であることを認めるとしても、その制度を維持・発展させていくためには、被疑者に、憲法第31条の適正手続保障における弁明権という観点から防御権が保障されなければならないと考えられる。

(2) 運用改善による防御権保障の必要性について（意見の趣旨1(1)について）

前述したように、検察審査会議において、被疑者に弁解の機会を与える明文規定は存しない。

この点について、被疑者が意見書を提出したことが報じられたことがあるが、被疑者に口頭での意見陳述を認めた事例の報告はない。

しかしながら、この点についての制度改革がなされるまでの間、被疑者から意見を述べたい旨の申出がある場合には、被疑者の意見陳述を認めるように運用されるべきである。なお、検察審査会議の1度目の審査の結果、不起訴不当議決がされるか起訴相当議決がされるかは被疑者にとって重大な利害を有することからすれば、検察審査会議の1度目の審査の段階から被疑者の

意見陳述を認めるべきである。

もっとも、常に検察審査員の面前での意見陳述を認めると、事案によっては検察審査員に不安感を与えたり反発を招くことも予想されるので、意見陳述の仕方については工夫をする必要があると考えられる。

したがって、被疑者が求めた場合には、必ず意見陳述ができるようにし、その方法は口頭だけでなく書面による陳述の利用ができるようにすべきである。

(3) 制度改革による防御権保障の必要性について（意見の趣旨 2 (1) について）

不起訴処分になっていた被疑者が一転起訴されるという不利益を考慮すると、まず、検察審査会の審査の申立てがなされたときは、被疑者に審査申立てがあったことを通知する制度を新設すべきである。

その上で、少なくとも、被疑者の意見陳述権を保障することは必要であると考えられる。前述したように、意見陳述の仕方については工夫の余地はあるが、口頭又は書面による意見陳述権は必ず保障されるべきである。

さらに、被疑者に弁護人の選任権を保障すべきである。その際、資力がなない被疑者については国選弁護人制度を利用できるようにすべきかどうかも検討されるべきである。

被疑者の防御権を効果的に保障するためには、将来的には、重要な証拠の開示請求権や証人等の証拠調請求権を認めるかどうかについても検討がなされることが望ましい。

3 犯罪被害者等を含む審査申立人の意見陳述権の確保の必要性（意見の趣旨 1 (2) 及び 2 (2) について）

現行法上、審査申立人は検察審査会に意見書又は資料を提出することができるが（法第 38 条の 2）、審査申立人が検察審査会議において口頭で意見陳述をする権利を認める規定は存しない。ただ、「検察審査会は、審査申立人及び証人を呼び出し、これを尋問することができる。」（法第 37 条第 1 項）ことから、実務的には、この規定を利用して、審査申立人の口頭の意見陳述を認めている例がある。後述する制度改革がなされるまでの間、この運用は更に拡充されるべきである。

ただ、この規定は審査申立人の口頭の意見陳述権を認めていないので、申立人が口頭の意見陳述を希望しても、検察審査会が不要と判断して認めない可能性がある。

したがって、犯罪被害者等を含む審査申立人が、口頭の意見陳述をすることは、その固有の権利として保障されるべきであり、明文で、犯罪被害者等を含

む審査申立人の口頭の意見陳述権を認めるべきである。

4 検察審査会の情報公開の必要性（意見の趣旨1(5)について）

検察審査会による起訴議決に至る審理についての情報公開があまりにも狭いことから、より広く情報公開が行われるように運用を改善すべきである。

現在、検察審査会議が、いつ開催されたかも含め、ほとんどの情報が公開されていないのが現状であり、政治資金規正法違反事件の事案においては、検察審査会議が開かれていないのではないかとの疑念が一部で表明されたこともある。

法は、検察審査員等に対して守秘義務を課し、これに違反した場合に罰則を設けているが（法第44条）、その対象となる秘密は、検察審査会議において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見若しくはその多少の数（評議の秘密）その他の職務上知り得た秘密である。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会において、検察審査会の関係文書の情報公開に関して検討された際に、「検察審査会の審査は、①起訴前の捜査段階の手続であることから、被疑者その他の関係人の名誉やプライバシーの保護を確保する必要がある、かつ、②捜査の延長としての面から、捜査の秘密を保護しながら行う必要がある。さらに、③検察審査員は、くじにより選ばれた一般国民であるため、審査中はもとより、審査後も審査の有り様について批判を受けたり、事件関係者等から不当な影響を受けたりすることなく、検察審査会議において自由闊達な議論ができるよう保障する必要がある（平成25年（情）諮問第1号・同第2号に対する平成26年12月3日付け答申15頁）。」との意見が諮問庁である会計検査院長によって述べられているが、このような趣旨を尊重して情報開示を検討すべきである。

検察審査会議の外形的事実のうち、開催日時、審議時間及び審議対象は、議決後において、行政情報として積極的に国民に対して公開すべき事項であり、それ以外の審査員の男女別、年齢構成等についても、上記の趣旨に反しない限り、公開すべきである。

5 審査補助員制度の改善について

(1) 審査補助員の選任について

法には、審査補助員の選任方法について特に規定は存しないが、各弁護士会と各検察審査会事務局との間の取決めにより、検察審査会事務局から弁護士会に対して審査補助員候補者の推薦依頼をし、弁護士会が推薦した弁護士を審査補助員に選任するという運用がなされている。そして、その推薦手続の透明性の確保のため一部の弁護士会においては、審査補助員と指定弁護士

の推薦手続を定める規則が制定されている。

(2) 審査補助員の推薦依頼の現状と運用改善の必要性について（意見の趣旨 1 (3)について）

審査補助員が委嘱される例は、実際にはあまり多くはないのが実情である。

特に、審査補助員の委嘱数については地域的な不均衡があることが認められる。

当連合会が、2015年（平成27年）4月28日から同年6月12日までに、52の弁護士会に審査補助員候補者の推薦状況について照会したところ、改正法が施行された2009年（平成21年）5月以降、検察審査会から弁護士会に対して推薦依頼があった弁護士会は24会であり（東京三会、神奈川県、埼玉、茨城県、長野県、大阪、兵庫県、滋賀、富山県、山口県、島根県、福岡県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄、仙台、福島県、岩手、秋田、釧路、徳島）、これまで一度も推薦依頼がなかった弁護士会は27会であった（千葉県、栃木県、群馬、静岡県、山梨県、新潟県、京都、奈良、和歌山、愛知県、三重、岐阜県、福井、金沢、岡山、鳥取県、佐賀県、長崎県、大分県、山形県、青森県、札幌、函館、旭川、香川県、高知、愛媛。なお、広島は2012年（平成24年）以降は推薦依頼がないがそれ以前は不明との回答であり、これを入れると28会となる。）。

全国を8つに分けた地方別に見ると、推薦依頼が少ないのは、北海道、中部、中国、四国であり、愛知県のような大きな弁護士会に対しても1件も推薦依頼がないのが目立つところである。

他方、推薦依頼数が多い弁護士会は、沖縄が22件、福岡県が17件、仙台が16件、兵庫県が10件となっている。

このように、審査補助員の推薦依頼の現状については、かなりの地域差があることが明らかになっている。

推薦依頼が多い弁護士会の中には、弁護士会と検察審査会事務局との協議を続ける中で徐々に弁護士会との信頼関係が構築されて、審査補助員候補者の推薦依頼が増えた例（福岡県、仙台）もある。

地域によって1件も推薦依頼がない実情は大いに疑問であり、検察審査会は、検察審査会議での審査を充実させるために、法律に関する専門的な知見を補い、市民感覚を不起訴処分の当否の判断に適切に反映させるために、法令の適用や解釈の問題点や、証拠関係が複雑であったり、証拠評価に困難を伴うことが見込まれ、事実認定が容易でないようなケースについては、審査

補助員を委嘱するようにすべきである。

審査申立てを代理する弁護士においても、上記のようなケースにおいては、申立てに際して審査補助員の委嘱を求めるべきであり、その場合には、検察審査会はできる限り審査補助員を委嘱すべきである。

(3) 審査補助員の手当について（意見の趣旨 1 (4) 及び 2 (4) について）

審査補助員の手当は、検察審査会議への出席の日数・時間を基準として算定されている。そのため、膨大な記録を事前に検討したり、検察審査会事務局と事前に進行等について打合せをする時間は一切考慮されていない。

しかしながら、それでは、検察審査会議の審理を充実させるために審査補助員制度を導入したのに、その職務を真面目に務めようと考えて熱心に取り組もうとする審査補助員の意欲をそぐことになり、多くの無償の仕事を強いることになる。したがって、検察審査会議への出席だけでなく、それ以外の活動を含めて審査補助員の手当を支払うべきである。

また、後述するように、今般、指定弁護士の報酬が増額された。他方で、審査補助員に対して支払われる手当の額については、「審査補助員に支給すべき手当の額について」と題する最高裁判所事務総長から地方裁判所長宛ての通達等によって定められており、2015年（平成27年）4月1日以降、勤務1日につき、①審査事件について執務をしたときは30700円、②審査事件について執務をした時間が1時間以下のときが15300円、③登庁したものの、審査員の不出頭等の事由により、審査事件について執務をしなかったときが7700円と定められているが、検察審査会議の出席以外の活動について手当が支払われていない現状においては、これでも低額に過ぎるので、手当の基準自体を増額する必要がある。

その際、審査補助員の手当について検察審査会法第39条の4が「別に法律で定めるところ」と規定する法律に当たる裁判所職員臨時措置法が準用する一般職の職員の給与に関する法律第22条が、「勤務一日につき、三万四千二百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。」と規定していることから、審査補助員の手当の上限を増額するためには、「その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める」ことが検討される必要がある。

(4) 審査補助員の複数選任の必要性（意見の趣旨 2 (3) について）

審査補助員は、現行法上、1つの事件について1人しか審査補助員を選任できないこととされている（法第39条の2第2項）。

しかしながら、その職務内容から見て、1人で行うには大変な負担になっているし（記録が膨大な事件が多い。）、審査補助員の活動をより充実させるためにも、複数選任を可能にするように制度を改める必要がある。

6 指定弁護士制度の改革について

(1) 指定弁護士の補充捜査について（意見の趣旨2(5)について）

指定弁護士の補充捜査の在り方については、前記1(4)②アで述べたとおりであるが、補充捜査のためには、裁判所から令状の発付を受けて、捜索、差押え及び検証を実施することができるのであり、現行法上は検察事務官及び司法警察員に対する捜査の指揮は検察官に囑託してしなければならないことになっているが（法第41条の9第3項ただし書）、補充捜査の充実のために円滑かつ迅速な執行のためには、当連合会が2003年（平成15年）12月20日付け「検察審査会制度に関する意見書」で述べたとおり、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮を直接できるようにすべきである。

(2) 指定弁護士の手当について（意見の趣旨2(6)について）

当連合会は、改正法の施行前から、法における指定弁護士に対して給すべき手当の額について、検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令（以下「本件政令」という。）第1条に定められた上限額は著しく合理性を欠いているとの意見を述べてきたところである（2008年（平成20年）5月28日付け「『検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令案』に関する意見書」）。

2015年（平成27年）12月4日に改正された本件政令によると、その上限額が315万円に引き上げられ、2016年（平成28年）1月1日に施行されている。

当連合会としては一定の前進であると考えているが、依然として不十分であり、上限額の更なる引上げや上限の撤廃について、速やかに検討がなされるべきである（2015年（平成27年）11月5日付け「『検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令の一部を改正する政令案』に関する意見書」）。

すなわち、これまでに、検察審査会が起訴議決をして指定弁護士が選任された事案のうち大規模・困難事件としては、多数の被害者や被害者遺族がいた明石歩道橋事故に関する事案、JR福知山線脱線事故に関する事案、政治資金規正法違反事件の事案、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する事案があり、こうした事件については、膨大な記録を検討し、補充捜査を実施

し、被害者参加する多数の犯罪被害者等との対応が必要であり、ほとんどの事件で公判前整理手続が実施され、証拠開示への対応などが求められており、事案によってはマスコミ対応にも追われることになる。

このように、指定弁護士の職務は極めて多岐にわたるとともに、弁護士業務とは全く異なる検察官業務を行うものであり、事案によっては、その負担は極めて大きいだけでなく、物理的な時間も相当程度とられ、本来の弁護士業務にも影響が出ているのが現状である。

したがって、このような大規模・困難事件があることを想定すると、将来的には速やかに、上限を撤廃することが検討されるべきである。

なお、指定弁護士の手当は、現在、審級ごとに、判決後に支払われているが、長期間の審理がなされる事案の場合には、判決までの数年間を無報酬で指定弁護士の業務に従事しなければならず、そのことが指定弁護士の大きな負担となっているので、今後は、手当の支払方法や支払時期についても検討されるべきである。

7 結語

当連合会は、検察審査会制度をより良い制度にしていくため、意見の趣旨記載のと通りの運用改善及び制度改革を求める。

なお、当連合会としても、この制度に精通した弁護士を増やすために、会員への情報提供や研修を充実させるよう取り組む所存である。

以上